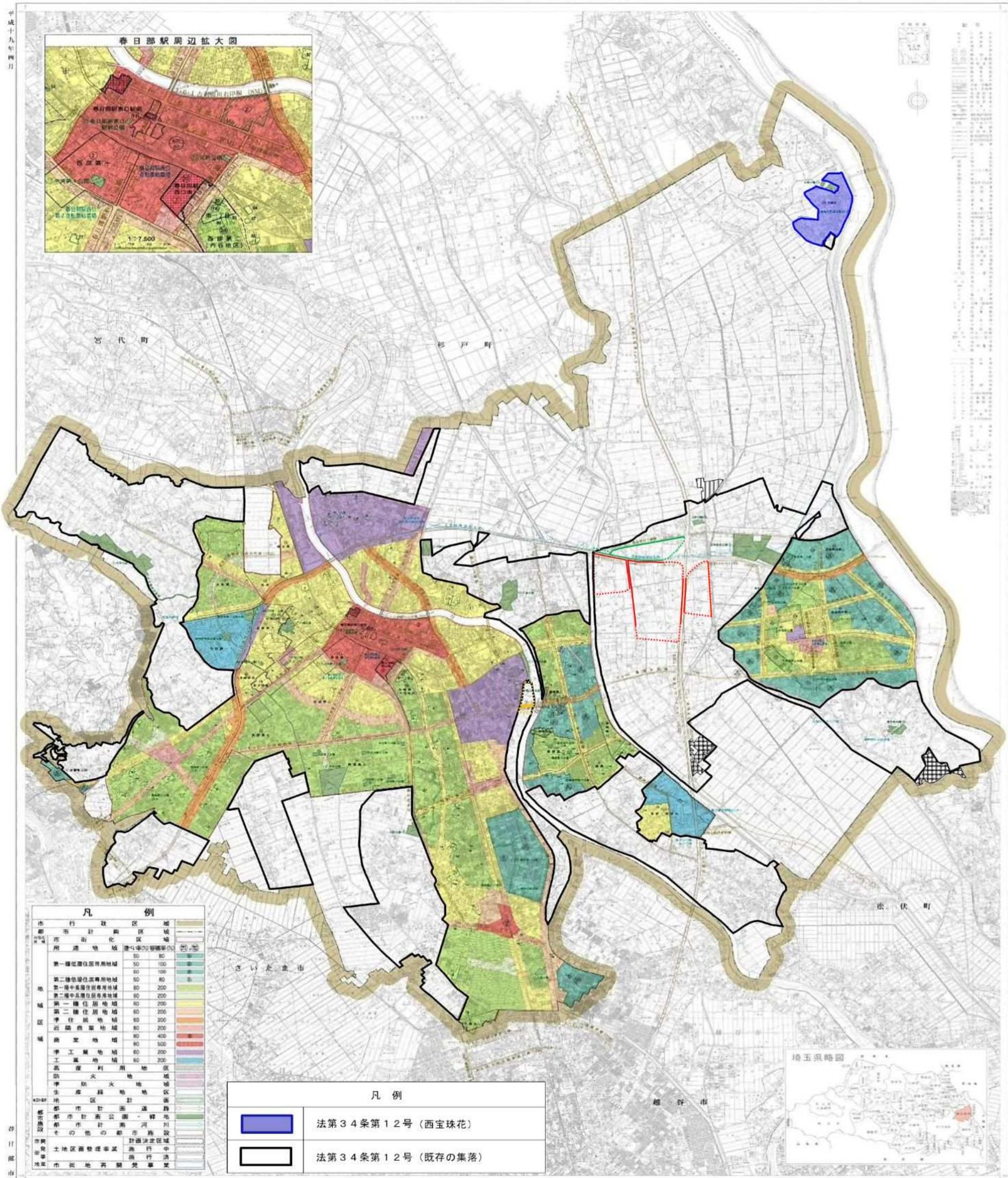


春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に基づく土地の区域図

甲戌十九年四月



法第34条第12号（市条例第50条第1項第1号）	
凡 例	予定建築物の用途
	建築基準法別表第二（ヘ）項下欄に掲げる建築物以外の建築物 ただし、建築基準法別表第二（ゴ）項下欄、（ほ）項下欄第二号に掲げるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第五号に掲げる施設は除く）、葬祭場等（ヘッド葬場及びヘッド葬園に供する施設を含む）、ホテル、旅館、産業廃棄物処理施設を除く。 ※ 実線の区域の沿道に限る
	流通業務施設（注1）、工業施設（注2）及び商業施設（注3） ※ 実線の区域の沿道に限る
	流通業務施設（注1） ※ 実線の区域の沿道に限る
	流通業務施設（注1）及び工業施設（注2）
	日本標準産業分類（総務省編集）において、金融、保険業のうち銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関に限る事務所、飲食店のうち一般飲食店、サービス業のうち浴場業（建築基準法別表第二（ゴ）項下欄に掲げる建築物を除く）に分類される業種の施設

〔注1〕流通業務施設  
建築基準法別表第二（る）項下櫻に掲げる建築物以外の建築物のうち、日本標準産業分類（総務省編集）において、次のイ及びロの分類に属する倉庫、事業所並びに荷さばき場並びにハ、ニ及びホの分類に属する倉庫並びに荷さばき場  
イ 大分類H一運輸業、郵便業のうち、中分類4「道路貨物運送業」、中分類4.7「倉庫業」、  
中分類4.8「運輸に附帯するサービス業」、中分類4.9「郵便業（信書便事業を含む）」  
ロ 大分類I一卸売業、小売業のうち、中分類5.0「各種商品卸売業」から中分類5.5「その他の卸売業」まで  
ハ 大分類E一製造業  
二 大分類I一卸売業、小売業のうち、中分類5.6「各種商品小売業」から中分類6.1「無店舗小売業」まで  
ホ 大分類M一宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類7.7「持ち帰り、配達飲食サービス業」

(注2) 工業施設  
建築基準法別表第二（る）項下欄に掲げる建築物以外の建築物のうち、日本標準産業分類（総務省編集）において、次のイの分類に属する工場、倉庫及び事業所並びにロの分類に属する事業所（店铺併用を含む）  
ただし、金属の浴槽又は精鍛の事業を営む工場等は含まれるものとする。  
イ 大分類D一建設業、大分類E一製造業、大分類G一情報通信業  
ロ 大分類R一サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類B-9「自動車整備業」

(注3) 商業施設  
日本標準産業分類（総務省編集）において、卸売・小売業（大規模小売店舗立地法における店舗に限る）、サービス業のうち娯楽業（競輪、競馬等の競走場、競技団及び遊技場並びにその他娯楽業に掲げる建築物に該当するものを除く）に分類される業種の施設及び大規模小売店舗立地法における店舗に分類される業種の施設  
(いずれも建築基準法別表第二（る）項下欄及び（か）項下欄に掲げる建築物に該当するものを除く)